

# 令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省31-5-1)

施策名	5-1 経営革新・創業促進	担当部局名	中小企業庁長官官房総務課	政策評価実施予定時期	令和2年8月
施策の概要	中小企業・小規模事業者に対するきめ細かな経営支援体制の強化、技術開発や国内・海外での販路開拓の促進等により中小企業の経営革新・創業の促進を図る。			政策体系上の位置付け	5 中小企業・地域経済
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業・小規模事業者による技術開発や販路開拓等を促進し、2020年までに黒字企業を倍増させる。</li> <li>創業支援等を通じて将来の開・廃業率10%を目指す。</li> <li>中小企業・小規模事業者に対する経営支援体制の強化を推進する。</li> <li>海外展開を目指す中小企業・小規模事業者に対して、進出前の情報提供から進出後の課題対応まで一貫した支援を実施し、海外子会社保有率を2023年までに、2015年比で1.5倍にする。</li> </ul>			目標設定の考え方・根拠	「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)、「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)、「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～」(平成28年6月2日閣議決定)、「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」(平成29年6月9日閣議決定)、「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)等を踏まえて設定。
施策の予算額(執行額) (百万円)	29年度	30年度	令和元年度	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「小規模企業振興基本計画」(平成26年10月3日閣議決定) 「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定) 「経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～」(平成28年6月2日閣議決定) 「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定) 「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」(平成29年6月9日閣議決定) 「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定) 「成長戦略(2019年)」(令和元年6月21日閣議決定)
	149,421 (134,046)	225,495 (193,249)	52,608		

## 【測定指標】

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和4年度
1 黒字中小企業・小規模事業者数	70万社	24年度	2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす	令和2年度	-	-	-	-	1,400,000社	/	/	「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、「2020年までに黒字中小企業・小規模企業者を70万社から140万社に増やす」と設定されているため。
2 開業率・廃業率	-	-	開業率が廃業率を上回る状態にし、開・廃業率10%台を目指す	-	-	-	-	-	-	-	-	測定指標の選定理由:市場経済において、企業は生成と消滅の頻度が高いほど産業の新陳代謝が促されるとみられることから、その動態把握のために「開業率・廃業率」を指標として設定している。 目標値の設定根拠:「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す」と掲げている。
3 海外展開支援	-	-	中小企業の海外子会社保有率を2023年までに、2015年比で1.5倍にする	平成30年度～令和5年度	-	-	-	-	-	-	-	進出前の情報提供から進出後の課題対応まで一貫した支援を実施することで、海外展開のリスクが低減され、結果としてより多くの中小企業が海外展開に進出することにつながるため。「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)において「中小企業の海外子会社保有率を2023年までに、2015年比で1.5倍にする」と設定されている。
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
4 経営支援体制の強化	よろず支援拠点から提案された解決策を実行した事業者のうち、成果があった事業者の割合が65%になることを目指す		令和2年度		「日本再興戦略」2016(平成28年6月2日閣議決定)において、中小企業・小規模事業者ワンストップ相談窓口である「よろず支援拠点」が、地域の経営相談支援体制の中心的役割を担うことが掲げられている。「よろず支援拠点」は、中小企業・小規模事業者からの様々な経営課題に対し専門的な助言を行い課題解決を図っているところ。その助言等により成果があった事業者の割合を目標として掲げる。							

【参考指標】

測定指標	基準値	基準年度	見込み	年度	年度ごとの実績値							参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠
					29年Ⅰ期	29年Ⅱ期	29年Ⅲ期	29年Ⅳ期	30年Ⅰ期	30年Ⅱ期	30年Ⅲ期	
1 日銀短観における中小企業の業況判断DI	-	-	-	-	5	7	9	11	11	11	12	中小企業の業況を判断する指標。
測定指標	基準値	基準年度	見込み	年度	年度ごとの実績値							参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠
					28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
2 東京商工リサーチによる企業倒産件数(中小企業計)	-	-	-	-	8,377	8,360	-	-	-	-	-	中小企業の業況を判断する指標。

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始年度	関連する指標	達成手段の概要等	再掲	平成30年 行政事業 レビュー 事業番号
	29年度	30年度	令和元年度					
1 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	-	-	-	昭和60年度	1	法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる)。	-	-
2 中小企業経営強化税制	-	-	-	平成29年度	1	中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得等した場合に、即時償却又は10%の税額控除。	-	-
3 固定資産税の特例措置	-	-	-	平成30年度	1	生産性向上特別措置法に基づき先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業が新たに導入する設備に係る固定資産税を最大3年間にわたってゼロ～2分の1に軽減できる制度(軽減率は自治体が決定)。	-	-
4 中小企業投資促進税制	-	-	-	平成10年度	1	中小企業等が機械装置等を取得した場合、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除。	-	-
5 少額減価償却資産の損金算入特例	-	-	-	平成15年度	1	中小企業等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)。	-	-
6 商業・サービス業・農林水産業活性化税制	-	-	-	平成25年度	1	商業・サービス業等を営む中小企業が経営改善設備を取得等した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除。	-	-
7 中小企業に対する交際費課税の特例	-	-	-	平成26年度	1	中小法人等が支出する交際費については、定額控除限度額(損金算入限度額)が800万円まで認められている。	-	-
8 新企業育成貸付(新事業活動促進資金)	-	-	-	平成17年度	2	中小企業の創意ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の経営革新、異分野の中小企業が連携して行う新事業分野の開拓等を支援するため、これらの事業活動に必要な資金の貸し付けに関し、貸付利率、貸付限度額等に特例を設ける制度。	-	-
9 新事業育成資金	-	-	-	平成11年度	2	新しい技術の活用、特色ある財・サービスの提供等により市場を創出・開拓し、高い成長性が見込まれる中小企業者を支援する。	-	-
10 女性、若者／シニア起業家支援資金	-	-	-	平成11年度	2	女性、若者又は高齢者のうち開業して間もない者に対して、日本政策金融公庫による低利融資を行う。	-	-
11 再挑戦支援資金	-	-	-	平成19年度	2	日本政策金融公庫が、いったん事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者を支援する。	-	-

12	地域活性化・雇用促進資金	-	-	-	昭和62年度	1	地域における中小企業者の企業立地の促進、立地条件の改善及び共同化の促進等により、当該地域経済の活性化及び雇用の促進を図るために支援する。	-	-
13	企業再建資金	-	-	-	平成14年度	1	経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている中小企業であって、通常の融資制度では取り上げが困難なものに対し、安定資金を供給し、自助努力による企業再建を支援する。	-	-
14	挑戦支援資本強化特例制度(資本金劣後ローン)	-	-	-	平成20年度	1	新規事業や企業再建等に取り組み、地域経済活性化等に資する事業(雇用効果の認められる事業、地域社会に不可欠な事業、技術力の高い事業など)を行う中小企業者を支援する。	-	-
15	海外展開・事業再編資金	-	-	-	昭和62年	3	経済の構造的な変化に適応するために海外の地域における事業の開始、海外展開事業の再編等に取り組む中小企業を支援する。	-	-
16	小規模事業者経営改善資金融資事業	4,250 (4,250)	4,250 (4,250)	4,250	昭和56年度	1	我が国の中小企業・小規模事業者は、地域の経済を雇用を支える重要な存在であり、黒字となる中小企業・小規模事業者を増加させていくことが、施策の目標となっているところ。その達成のためにも、我が国企業の9割を占める小規模事業者に対し、本事業による資金繰り支援を通じた経営改善・発達を図っていく。	-	0'109
17	中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業(旧名:中小企業再生支援協議会事業)	6112 (5613)	6883 (6126)	7,012	平成20年度	1	商工会議所等の認定支援機関に中小企業再生支援協議会を設置し、事業再生の専門家が中小企業再生についての相談を受け、課題解決に向けた適切なアドバイスを実施する。また、相談案件のうち、再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、個別支援チームにより金融機関等の調整等を行い、再生計画(私的整理の合意文書)の策定を支援する。また、事業引継ぎ支援センターにおいて、経営者の世代交代、親族外への事業引継ぎ等により有用な経営資源を移転することにより、中小企業・小規模事業者の新陳代謝を促進する。こうした施策を通じ中小企業・小規模事業者の黒字化に貢献する。	-	0110
18	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業	5,983 (5,181)	6,035 (5,135)	4,777	平成26年度	4	本事業を通じて、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための相談体制を整備することで経営課題を解決し、その後の経営革新・創業促進を支援する。	-	0111
19	戦略的基盤技術高度化・連携支援事業	13,000 (11,714)	13,000 ( )	13,091	平成27年度	1	我が国の中小企業・小規模事業者は、地域の経済と雇用を支える重要な存在であり、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、稼ぐ力を強化(経営強化)することにより、黒字となる中小企業・小規模事業者を増加させていくことが重要。これを後押しするひとつとして中小企業・小規模事業者が産学官連携して行う革新的な研究開発やサービス開発の支援を実施。	-	0112
20	小規模事業者対策推進事業	4,928 (4,134)	4,932 (4,306)	5,027	平成14年度	-	我が国の中小企業・小規模事業者は、地域の経済、雇用を支える重要な存在であり、黒字となる中小企業・小規模事業者を増加させていくことが施策の目標となっているところ。その達成のためにも、我が国企業の約8割を占める小規模事業者に対し、本事業を通じて、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による伴走型の小規模事業者支援を推進していくとともに、商工会・商工会議所と小規模事業者等とが連携して取り組む、地域資源を活用した新商品開発・観光開発等の支援を実施していく。	-	0113
21	中小企業連携組織対策推進事業	665 (537)	653 (508)	665	平成12年度	-	我が国の経済、雇用を支える重要な存在である中小企業・小規模事業者が、競争力を高め、経済活動の機会を確保するために組合を組織する等連携をすることは重要かつ有効な手段であることから、本事業を通じて、全国中小企業団体中央会による中小企業・小規模事業者の組合化・グループ化、その後の販路開拓等を支援する。	-	0114
22	中小企業・小規模事業者人材対策事業	1667 (1454)	1855 (1,628)	1,367	平成26年度	1	各地の中小企業・小規模事業者が必要とする人材の確保や人材育成等への支援を通じて、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力を強化し、企業の黒字化を促進する。	-	0119
23	事業承継・世代交代集中支援事業	-	5,000 (3,778)	5,000	平成29年度	1	優れた技術やノウハウを有する中小企業が後継者不在で廃業することを防ぐとともに、世代交代を契機とした生産性向上を促進することで、企業倒産件数に占める黒字廃業数が減少する。	-	0120
24	中小企業生産性革命推進事業	-	0	11,000	平成30年度	1	我が国の中小企業・小規模事業者は、地域の経済と雇用を支える重要な存在であり、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、稼ぐ力を強化(経営強化)することにより、黒字となる中小企業・小規模事業者を増加させていくことが重要。これを後押しするひとつとして中小企業・小規模事業者が行う革新的な試作品開発やサービス開発の支援を実施。	-	平成30年度 補正予算
25	中小企業等強靱化対策事業	-	0	853	平成30年度	2	我が国の中小企業・小規模事業者は、地域の経済を雇用を支える重要な存在であり、中小企業・小規模事業者の中小企業の防災意識の啓発、強靱化に向けた取組の促進を図る。	-	平成30年度 補正予算
26	被災地域販路開拓支援事業	-	0	5,350	平成30年度	1	我が国の中小企業・小規模事業者は、地域の経済を雇用を支える重要な存在であり、黒字となる中小企業・小規模事業者を増加させていくことが、施策の目標となっているところ。その達成のためにも平成30年7月豪雨等により影響を受けた地域の小規模事業者に対し、本事業を通じて、経営計画に基づく販路開拓を支援していく。	-	平成30年度 補正予算

27	ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業	-	-	4,996	令和元年度	1	我が国の中小企業・小規模事業者は、地域の経済と雇用を支える重要な存在であり、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、稼ぐ力を強化(経営強化)することにより、黒字となる中小企業・小規模事業者を増加させていくことが重要。これを後押しするひとつとして中小企業・小規模事業者が行う革新的な試作品開発やサービス開発の支援を実施。	-	新31-0014
28	地域創業機運醸成事業	-	-	383	令和元年度	2	創業支援事業者や創業機運醸成事業者向けの補助金を通じて地域における創業支援体制と創業の普及啓発を図ることで開業率の押し上げを図る。	-	新31-0015
29	地方公共団体による小規模事業者支援推進事業	-	-	1,007	令和元年度	1	我が国の中小企業・小規模事業者は、地域の経済を雇用を支える重要な存在であり、黒字となる中小企業・小規模事業者を増加させていくことが、施策の目標となっているところ。その達成のためにも、我が国企業の約8割を占める小規模事業者に対し、本事業を通じて、経営計画に基づく個々の販路開拓を支援していく。	-	新31-0016
30	地域小規模事業者支援人材委託費	-	-	535	令和元年度	1	我が国の中小企業・小規模事業者は、地域の経済を雇用を支える重要な存在であり、黒字となる中小企業・小規模事業者を増加させていくことが、施策の目標となっているところ。その達成のためにも、地域の中小企業・小規模事業者を支援する人材の育成を行う。	-	新31-0017
31	地域まちなか活性化・魅力創出支援事業	-	-	500	令和元年度	1	本事業では、商店街における歩行者通行量及び売上高等の増加が見込まれる事業に対して補助を行うため、商店街内の中小企業・小規模事業者の黒字化に資するものと考えられる。また、本事業では、商店街の空き店舗を活用したインキュベーション施設の設置等に対して補助を行う予定であり、当該施設の利用により開業する中小事業・小規模事業者の増加が見込まれる。	5-4 地域経済	新31-0019
32	国内・海外販路開拓強化支援事業	-	-	2,385	令和元年度	3	国内・海外販路開拓に取り組む中小企業者に対して、商品開発等の支援を実施し、進出前の情報提供から進出後の課題対応まで一貫した支援を実施する。	-	新31-0020
33	商店街活性化・観光消費創出事業	-	-	5,000	令和元年度	1	本事業では、商店街における売上高等の増加が見込まれる事業に対して補助を行うため、商店街内の中小企業・小規模事業者の黒字化に資するものと考えられる。	-	令和元年度臨時特別措置